第百二十八条第一項中「内水面漁場管理委員会」の下に「（第百七十一条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、同条第四項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会。次条第四項及び第六項において同じ。）」を加え、「きいて」を「聴いて」に改め、同条第三項中「第三十九条第三項及び第四項（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）」を「第八十九条第三項から第七項まで」に改め、同条第四項中「保護増殖」を「増殖」に、「かかる」を「係る」に改め、同条を第百六十九条とする。

第百二十七条の前の見出しを削り、同条中「第五種共同漁業」の下に「（第六十条第五項第五号に掲げる第五種共同漁業をいう。次条第一項及び第百七十条第一項において同じ。）」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第百六十八条とし、同条の前に見出しとして「（内水面における第五種共同漁業の免許）」を付する。

第百二十六条第一項中「第百二十四条第一項に規定する」を「第百六十五条第一項の」に、「貸付を」を「貸付けを」に改め、同条第三項中「左の」を「次に掲げる」に改め、第七章中同条を第百六十七条とする。

第百二十五条第一項中「ととのわず」を「調わず」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「二箇月」を「二月」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「三箇年」を「三年」に改め、同条第五項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「こえる」を「超える」に改め、同条第八項中「三箇年」を「三年」に改め、同条第十項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第三号中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第十一項中「その旨」を「、その旨」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第十二項中「とととのつた」を「調つた」に改め、同条第十三項中「（賃借権の譲渡及び転貸の制限）」を削り、同条第十四項中「又は第五項」を削り、「買取の対価又は」を「買取りの対価又は第五項の裁定において定める」に改め、同条第十五項中「訴」を「訴え」に改め、同条を第百六十六条とする。

第百二十四条第一項中「且つ」を「かつ」に、「以下」を「次条において」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「ととのう」を「調う」に、「虞」を「おそれ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「ととのわない」を「調わない」に、「第百二十五条第一項但書」を「次条第一項ただし書」に、「裁決」を「裁定」に改め、同条第五項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第百六十五条とする。

第百二十三条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合には、第百七十七条第二項、第十一項及び第十二項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百六十四条第一項」と、「同項各号に規定する処分又は」とあるのは「第百六十一条から第百六十三条までの」と、同条第十一項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは「第百六十一条から第百六十三条まで」と、「国」とあるのは「第百六十一条から第百六十三条までの行為をする者」と読み替えるものとする。

第百二十三条を第百六十四条とし、第百二十二条を第百六十三条とし、第百二十一条を第百六十二条とする。

第百二十条の前の見出しを削り、同条中「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第百六十一条とし、同条の前に見出しとして「（土地の使用及び立入り等）」を付する。

第六章第五節中第百十九条を第百六十条とし、第百十八条を第百五十九条とし、第百十七条を第百五十八条とする。

第百十六条第三項を削り、同条を第百五十七条とする。

第百十五条を削る。

第百十四条を削る。

第六章第四節中第百十三条を第百五十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用規定）

第百五十六条　第百三十七条第二項から第六項まで、第百四十一条、第百四十三条から第百四十六条まで及び第百五十条の規定は、広域漁業調整委員会に準用する。この場合において、第百三十七条第二項ただし書、第四項及び第五項、第百四十一条並びに第百四十四条第一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第百三十七条第二項中「委員の」とあるのは「太平洋広域漁業調整委員会にあつては第百五十三条第二項第三号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第三項第三号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第四項第二号の委員の」と、第百四十四条第一項中「委員が」とあるのは「第百五十三条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号並びに同条第四項第二号の委員が」と、「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第百五十条中「第百四十八条第二項の規定により選出された」とあるのは「第百五十三条第二項第一号、同条第三項第一号又は同条第四項第一号の規定により互選した者をもつて充てられた」と読み替えるものとする。

第百十二条を第百五十四条とし、第百十一条を第百五十三条とし、第百十条を第百五十二条とする。

第百九条中「第八十五条第二項及び第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十六条（委員の辞職の制限）、第九十八条第四項（任期満了の場合）並びに第百条から第百二条まで（解任及び会議）」を「第百三十七条第二項から第六項まで、第百四十一条、第百四十三条第三項及び第百四十四条から第百四十六条まで」に、「第八十五条第二項中「第三項第二号の委員」とあるのは「委員」と、同項及び同条第五項」を「第百三十七条第二項ただし書及び第五項」に、「第百六条第四項」を「第百四十八条第四項」に、「第百条中」を「第百四十一条及び第百四十四条第一項中」に、「「委員を」とあるのは「委員を」を「同項中「議会の同意を得て」とあるのは「」に改め、第六章第三節中同条を第百五十一条とする。

第百八条中「第百六条第二項」を「第百四十八条第二項」に改め、同条を第百五十条とする。

第百七条を第百四十九条とする。

第百六条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「第三項」を「次項」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「が、同条第三項」を「が、同項」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改め、同条第六項中「ととのわない」を「調わない」に改め、同条第七項中「ととのわない」を「調わない」に、「前条第六項」を「同条第六項」に改め、同条を第百四十八条とする。

第百五条第五項及び第六項中「ととのわない」を「調わない」に、「代るべき定」を「代わるべき定め」に改め、同条第七項中「定を」を「定めを」に、「ととのつた」を「調つた」に改め、同条を第百四十七条とする。

第百三条及び第百四条を削る。

第百二条中「あずかる」を「参与する」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、第六章第二節中同条を第百四十六条とする。

第百一条の前の見出しを削り、同条第一項中「あたる」を「当たる」に改め、同条第四項中「会長は」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、「縦覧に供しなければ」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければ」に改め、同条を第百四十五条とし、同条の前に見出しとして「（委員会の会議）」を付する。

第百条の見出しを「（委員の罷免）」に改め、同条中「特別の事由があるときは、第八十五条第三項第二号の委員を解任する」を「委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免する」に改め、同条に次の一項を加える。

2　委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

第百条を第百四十四条とする。

第九十九条を削る。

第九十八条第二項を削り、同条第三項中「補欠委員」を「補欠の委員の任期」に、「在任する」を「とする」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第百四十三条とする。

第九十六条から第九十七条の二までを削る。

第九十五条を第百四十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（委員の辞任）

第百四十一条　委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。